

現場説明書

- 1 工 事 名 非常用貯水装置防食設備修繕工事
2 監 督 員 技術部 水道施設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要
契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する しない
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(——回以内) しない

6. ~~継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 <small>(請負代金額に対する割合)</small>	前払金の上限
初年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%
第2年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%
第3年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|---|
| ア 請負代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工程表 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着手届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下請負関係書類 | 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合） |
| カ 直営工事届 | 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。 |

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- | | | |
|--------|----|----|
| ア 支給材料 | あり | なし |
| イ 貸与品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- | | | |
|-----------|----|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|----|----|

(8) 火災保険等の関係

- | | | |
|-----------------|----|----|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|----|----|

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、[横須賀市ホームページ](#) > [入札の広場](#) > [工事](#) > [入札制度関連情報](#) < [工事](#) > において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評価において考慮される事となる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

非常用貯水装置防食設備修繕工事特記仕様書

本工事の仕様は、当局水道工事共通仕様書（平成 28 年 10 月）に定められたもののほか、当特記仕様書によるものとする。なお、共通仕様書内の付編Ⅱ及び付編Ⅲについては、水道工事共通仕様書 付編書式（平成 29 年 12 月）を参照すること。

~~1 工事コストの表示について~~

- (1) 工事請負額 1,000 万円以上の工事を対象とする。
- (2) 工事請負額の表示は、工事現場に設置する「工事看板」に表示する。
- (3) 表示金額は、万円単位など分かりやすい単位とする。

~~2 公共建設発生土処分について~~

- (1) 受入場所
処分地等の名称 : UCR (久里浜港)
場 所 : 横須賀市久里浜 8 丁目 2567 番 62
- (2) 受入日時
受 入 日 : 月曜日から金曜日の平日
(土曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始は、休業です。)
受入時間 : 8 : 00 ~ 17 : 00
※悪天候、突発的事故により受入れが停止または、制限される場合がある。
- (3) 受入単価
名 称 : 土砂受入処分料 (指定処分)
規格 1 : 普通土砂 (久里浜 UCR 処分場)
規格 2 : 処分費の対象
単 価 : 地山 1 m³ あたり 3,972 円
- (4) 久里浜UCR受入地に指定された地質分析等試験
地質分析等試験は、試料採取から分析、結果証明までを同一の分析会社が行うこと。

~~3 土砂検定費等について~~

- 土砂検定費（1～28項目一括実施）、土砂検定費（ヒ素+銅）及び六価クロム溶出試験の単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。
- 4 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について
桁等購入費 ~~あり~~ なし
 - 5 数値基準、単価世代及び積算参考資料について
数値基準、単価世代及び積算参考資料については、上下水道局ホームページ→事業者の皆さまへ→請負工事に関する各種書類のダウンロード→上水道→水道工事積算単価関係内の「水道工事の数値基準等について」を参照すること。
 - 6 共通単価について
共通単価については、上下水道局ホームページ→事業者の皆さまへ→請負工事に関する各種書類のダウンロード→上水道→水道工事積算単価関係内の「共通単価一覧表」を参照すること。

7 施工パッケージ型積算について

- (1) ダンプトラックの基準単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、地区単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額で計上している。
- (2) 施工パッケージ型積算方式による一位代価表の積算注意事項は、局ホームページの「施工パッケージ型積算方式による積算」を参照すること。

8 個人情報資料の借用について

工事に必要な個人情報に関する資料の借用にあたっては、以下の内容を明記した借用願い（様式あり）を担当課長あてに提出すること。

- (1) 借用期間
- (2) 借用する個人情報資料の項目
- (3) 個人情報の管理に関する責任者、個人情報を取り扱う工事従事者
- (4) 貸出条件(取り扱いにあたる注意事項等)
- (5) その他監督員が必要とする事項

9 工事に関することについて

(1) 身分証明書の提示

請負者は顔写真、氏名、有効期限等を記載した身分証明書を発行し、給水管接続替調整工等の業務に従事する者に身分証明書を常時携帯させなければならない。

上記業務に従事する者は、水道使用者等の住居その他を訪問する場合はこれを提示すること。また、監督員から請求があったときもこれを提示すること。

~~(2) 給水管接続替調整工の作業内容~~

- ア 現場調査
- イ 居住者及び土地所有者への工事説明及び掘削等の確認
- ウ 上記ア、イの実施内容の整理及び監督員への報告確認作業（宅地（私道）内掘削確認表など）

(3) 試掘調査及び既設埋設物の近隣掘削について

舗装取りこわし工等を除き試掘調査及び既設埋設物の近隣掘削については、安全施工の観点から人力施工とする。ただし、状況により機械施工を行う場合は監督員と事前協議すること。

~~10 舗装版切断時に発生する濁水の処理について~~

(1) 処理方法

舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(2) 条件

請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(3) 提出書類等

請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、請負者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

~~11 別途発注される測量業務について~~

- (1) 請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打合せを行い、請負者が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。
- (2) 請負者は、工事に伴い境界標等の移設（撤去）が生じた場合は、引照杭を設け、測量業務受託者の確認を受けること。
- (3) 測量業務受託者の行う境界標等の移設（撤去）及び復元に際しては、原則として本工事の現場代理人が立ち会って確認すること。

12 建設副産物実態調査の作業手順（元請業者が行う）について

別途添付の「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照とする。

13 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1) 水道事業実務必携 | 令和3年度版 |
| 2) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） | 令和3年7月1日版 |
| 3) 積算参考資料（土木工事編） | 令和3年7月1日版 |
| 4) 建設機械等損料表 | 令和3年度版 |
| 5) 下水道用設計標準歩掛表 | |
| 第1巻 管路 | 令和3年度版 |
| 第2巻 ポンプ場・処理場 | 令和3年度版 |
| 第3巻 設計委託 | 令和3年度版 |

14 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価についても円止め（小数点以下切り捨て）として計算し、数量×単価＝金額を算出している。

15 しゅん工検査時に必要な書類について

しゅん工検査時は「管路工事しゅん工図書等提出物一覧表で指定している図書」及び、「工事履行報告書」を作成し、提出すること。なお、「工事履行報告書」は請負金額500万円以上の場合のみ提出すること。

- 1) 管路工事しゅん工図書等提出物一覧表
横須賀上下水道局 水道工事共通仕様書 平成28年10月の別冊
- 2) 工事履行報告書
横須賀市ホームページ>市政情報>入札・契約・検査>検査情報>工事関係書類

16 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

17 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立合いの上、上下水道局が実施する下検査を受けなければならない。

18 家屋使用者名を含まないしゅん工図の提出について

「管路工事しゅん工図書等提出物一覧表」で指定しているしゅん工図に加え、家屋使用者名を含まないしゅん工図を以下の通り作成し提出すること。

- (1) 提出する図面は「平面図」、「断面図」、「オフセット図」とする。
- (2) 家屋使用者名のみを非印字とし、その他印字内容はしゅん工図と同じとする。
- (3) 用紙サイズはしゅん工図と同じとする。

19 その他

上記の内容について疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備 考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート（RC-10）など
	砕石	鉦さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

- 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<http://www.recycle.jacic.or.jp/>から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
 - (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
 - (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
 - (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
 - (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
 - (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
 - (7) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、再生資源利用(促進)計画書、再生資源利用(促進)実施書および建設リサイクル法に基づく再資源化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m^3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m^3 」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 1 0 0 m^3
 埋戻し 2 0 m^3 (締め m^3)・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。
 2 2 m^3 (地山 m^3)・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。
 2 0 m^3 / 変化率C (仮に0.9とする) = 2 2 m^3
 処分 7 8 m^3 (地山 m^3)・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。
 1 0 0 m^3 - 2 2 m^3 = 7 8 m^3

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土
	再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県コンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材 A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材 B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

1 対象期間

工事の始期（契約日）から工事の終期（しゅん工届が提出される日）までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

2 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

3 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

4 提出書類及び提出期限

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、指定の様式を用いて作成した以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ① 真夏日率等算定表
- ② 最高気温観測結果

5 様式ほか資料

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ & Aは、上下水道局のホームページ「請負工事に関する情報」で確認すること。

https://www.water.yokosuka.kanagawa.jp/user_2.html

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

施工条件明示事項

工事名 非常用貯水装置防食設備修繕工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考																						
■ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響																							
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)																							
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立																							
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 施設管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。																						
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間																							
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数																							
■ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分																							
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地																							
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用																							
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	1) 用地の整備を行い、移動した設備は元の位置に戻す等、工事着手前の健全な状況に復元すること。																						
■ 周辺環境関係 (公害・排水等)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	1) 設計図書に示すとおり、排ガス対策型機械等を使用すること。																						
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設																							
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策																							
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係																							
■ 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設計画図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。																						
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限																							
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設																							
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。 ① 主な工種の配置体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">配置人員(人/日)</th> <th colspan="2">交替要員(人/日)</th> <th colspan="2">合計(人/日)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグネシウム陽極設置工</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">校内・昼間</td> </tr> </tbody> </table> A: 交通誘導警備員A B: 交通誘導警備員B ② 交通誘導警備員の資格 交通誘導警備員全て警備業法による警備員とすること。	工 種	配置人員(人/日)		交替要員(人/日)		合計(人/日)		備考	A	B	A	B	A	B	マグネシウム陽極設置工	—	1	—	—	—	1	校内・昼間
	工 種	配置人員(人/日)		交替要員(人/日)		合計(人/日)		備考																
A		B	A	B	A	B																		
マグネシウム陽極設置工	—	1	—	—	—	1	校内・昼間																	
<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策																								

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工事路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用	
□ 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
□ 工事物支障等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■ その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	1) 設計図書に基づき、適切な処分を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
	<input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	
<input type="checkbox"/> その他		

非常用貯水装置防食設備修繕工事
工 事 設 計 書

単価適用日 令和4年4月1日

総括表

令和 4年度	工事番号			課長	係長等	予算担当	係長等	係長等	審査	設計	
工事名	非常用貯水装置防食設備修繕工事										
ブロック番号	5231					工事場所	横須賀市津久井4丁目4番1号				
予算科目	款 水道事業費用		項 営業費用		目 配水費		節 修繕費		細節		
工 事 概 要	<p>本工事は、上記地内にある貯水装置にマグネシウム陽極を設置するものであり、 工事概要は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記 マグネシウム陽極設置工事 1式</p>										
	<p>工期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日</p>										
工事日数	110	日									

(080004-0)

本 工 事 内 訳 書								
費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費				式	1			
共通仮設費				式	1			
		共通仮設費率計算額		式	1			
		共通仮設費 積上額計		式	1			
		技術管理費		式	1			
			技術管理費	式	1			第7号内訳書, A0001//16
純工事費				式	1			
		現場管理費		式	1			
		現場管理費率計算額		式	1			
工事原価				式	1			
		一般管理等		式	1			
		一般管理費率計算額		式	1			

- 1 -

(080004-0)

本 工 事 内 訳 書								
費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事価格				式	1			
		工事価格積上額		式	1			
			スクラップ評価額	式	1			第6号内訳書, A0001//15
消費税相当額				式	1			
本工事費				式	1			

- 2 -

(080004-0)

直接工事費内訳書								
費目	工種	種別	細別 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
マグネシウム陽極設置工								Y10001//1
	材料費 (A)			式	1			第1号内訳書, A0001//1
	材料費 (B)			式	1			第2号内訳書, A0001//4
	管工			式	1			第3号内訳書, A0001//2
	土工			式	1			第4号内訳書, A0001//9
交通管理工								Y10001//4
	交通管理工			式	1			第5号内訳書, A0001//14
直接工事費計								

(080004-0)

材料費 (A) 1式当り内訳書							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	種別: 形状: 備考:	
マグネシウム合金陽極	型式 X VII	個	15			V0001//1(特)	
電線	EM-CE/14sq-1C	m	33			V0001//2(特)	
電線	EM-CE/F8sq-1C	m	28			V0001//28(特)	
電線管	FEP30	m	61			V0001//7(特)	
埋設標識シート	150幅 ダブル	m	33			V0001//8(特)	
合計		式	1				

(080004-0)

マグネシウム陽極設置工 第2号内訳書 A0001-0000-04		材料費 (B) 1式当り内訳書				種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
仕切弁きょう	短	個	1			HW01040 局独自	
仕切弁きょう鉄蓋	表示プレート対応型	個	1			HW01010 局独自	
合 計		式	1				

(080004-0)

マグネシウム陽極設置工 第3号内訳書 A0001-0000-02		管工 1式当り内訳書				種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
流電陽極設置工		本	15			V0001//17(特)	
配線配管工		m	61			V0001//18(特)	
埋設標識シート敷設工		m	33			V0001//19(特)	
仕切弁きょう取替工		箇所	1			第1号代価表, SKF2097//1	
合 計		式	1				

(080004-0)

マグネシウム陽極設置工 第4号内訳書 A0001-0000-09		土工 1式当り内訳書				種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
掘削 土砂	小規模 標準以外	m3	10			第2号代価表, SP12010//2 令和3県土木Ⅱ-1-②-1	
埋戻し 土砂	小規模	m3	13.7			第3号代価表, SP12150//1 令和3県土木Ⅱ-1-③-10	
穴掘削	φ300 H=3.5m	箇所	15			V0001//20(特)	
合 計		式	1				

(080004-0)

交通管理工 第5号内訳書 A0001-0000-14		交通管理工 1式当り内訳書				種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
交通誘導警備員B		人				R4450 県単価・R0804	
合 計		式	1				

(080004-0)

スクラップ評価額 1式当り内訳書							種別:
第6号内訳書							形状:
A0001-0000-15							備考:
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
スクラップ費	鋳鉄管類(ライニング無)	k g	48			TSS1020 局独自	
合 計		式	1				

(080004-0)

技術管理費 1式当り内訳書							種別:
第7号内訳書							形状:
A0001-0000-16							備考:
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
完工測定	報告書作成含む	箇所	1			V0001//27(特)	
合 計		式	1				

(08004-0)

第1号代価表 SKF2097-0000-01		仕切弁きょう取替工 1箇所当り				種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
仕切弁きょう撤去工		箇所	1				第4号代価表, SKF2094//1
仕切弁きょう取付工		箇所	1				第5号代価表, SKF2093//1
諸雑費		式	1				Z9000
合 計		箇所	1				
単 位 当 り		箇所	1				

第2号代価表 SP12010-0000-02		掘削 土砂 1m3当り				種 別： 小規模 形 式： 標準以外 備 考： 令和3県土木Ⅱ-1-②-1	
代 表 機 労 材 規 格	構 成 比	基 準 単 価	積 算 規 格	地 区 単 価	備 考		
K							
K1	23.01						M0170/15
[基準単価]小型のり掘削機(対策型)/7P型 山崎0.13m3 2次基準値	23.01	Q0170/15	小型のり掘削機(排土対策型)/7P型 山崎0.13m3 2次基準値				機械損料・02-01-113-010-001
R	69.05						
R1	69.05	U1400	特殊運転手				R1400 県単価・R0114
[基準単価]運転手(特殊)	69.05						
Z	7.94						
Z1	7.94	J0710	軽油/1.2号				T0710 県単価・Z006702002
[基準単価]軽油/1.2号給油	7.94						
			合 計				
			単 位 当 り				

第3号代価表
SP12150-0000-01

埋戻し 土砂 1m3当り

種別：小規模
形式：
備考：令和3県土木Ⅱ-1-③-10

代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	地区単価	備考
K	10.59				
K1					M0230/10 機械損料・02-02-213-020-001
K2	9.94	Q0230/10	クワが型材 掘削 対象型 後方起小掘削カマ型 山線0.28m3		M1850 機械損料・08-61-017-080-001
R	0.65	Q1850	クワ及びピラマ損料/60~80kg		
R1	85.5				R0200
R2	48.9	U0200	普通作業員		県単価・R0102
R3	19.42	U0100	特殊作業員		県単価・R0101
Z	17.18	U1400	特殊運転手		R1400 県単価・R0114
Z1	3.91				T0710
Z2	3.29	J0710	軽油/1.2号		県単価・Z006702002
	0.62	J0700	ガソリン/レギュラー		T0700 県単価・Z006704001
			合 計		
			単 位 当 り		

(080004-0)

第4号代価表 SKF2094-0000-01							仕切弁きょう撤去工 1箇所当り		種別： 形状： 備考：
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要		
仕切弁きょう取付整備工	(底版使用)	箇所	0.6				第6号代価表, SKF2091//1		
仕切弁きょう運搬処分工		箇所	1				第7号代価表, SKF2095//1		
諸雑費		式	1				Z9000		
合 計		箇所	1						
単 位 当 り		箇所	1						

(080004-0)

第5号代価表 SKF2093-0000-01		仕切弁きょう取付工 1箇所当り					種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
仕切弁きょう取付整備工	(底版使用)	箇所	1				第6号代価表, SKF2091//1	
VU直管(硬質ポリ塩化ビニル管)	JIS K 6741 φ200×0.1~1m	本	1				E902200 局独自	
仕切弁きょう台座	再生プラスチック 600×45	個	1				HW01060 局独自	
弁きょう表示プレート	プラスチック製	個	2				HW62010 局独自	
諸雑費		式	1				Z9000	
合 計		箇所	1					
単 位 当 り		箇所	1					

- 15 -

(080004-0)

第6号代価表 SKF2091-0000-01		仕切弁きょう取付整備工 1箇所当り					種別： 形状：(底版使用) 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
ねじ式弁篋設置	A・B形 底版を使用する	箇所	1				第8号代価表, SZ0903//1 令和3必携第1編2-9-5	
諸雑費		式	1				Z9000	
合 計		箇所	1					
単 位 当 り		箇所	1					

- 16 -

(080004-0)

第7号代価表 SKF2095-0000-01		仕切弁きょう運搬処分工 1箇所当り					種別： 形状： 備考：	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
現場発生品及び支給品運搬	片道運搬距離10km クレーン装置付 積載質量1t積 2.9t吊	t	0.048				KZA3010 局独自	
諸雑費		式	1				Z9000	
合 計		箇所	1					
単 位 当 り		箇所	1					

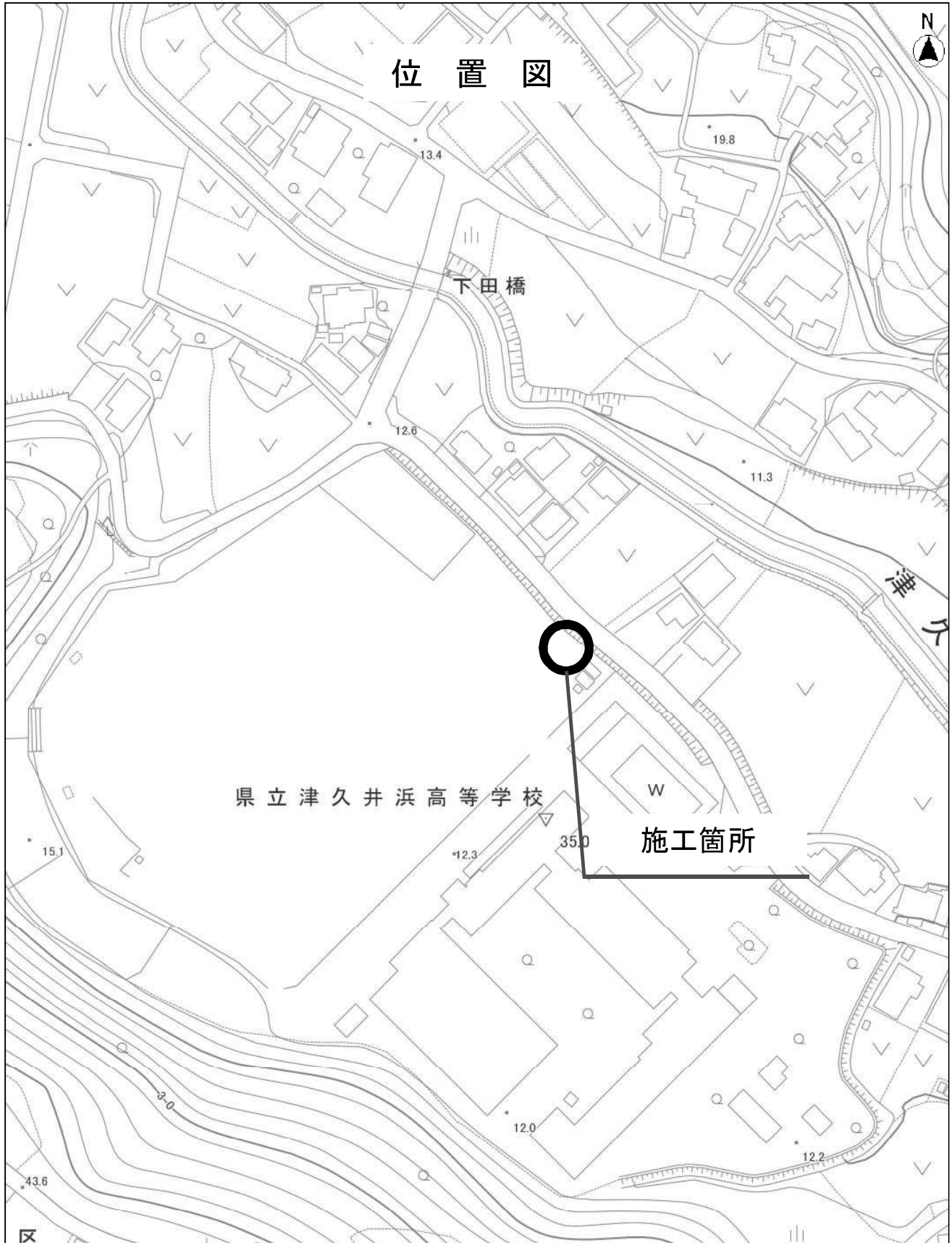
(080004-0)

第8号代価表 SZ0903-0000-01		ねじ式弁筐設置 1箇所当り					種別：A・B形 底版を使用する 形状： 備考：令和3必携第1編2-9-5	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
普通作業員		人					R0200 県単価・R0102	
諸雑費		式	1				Z9000	
合 計		箇所	1					
単 位 当 り		箇所	1					

見積參考資料

特有基礎単価一覧

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
マグネシウム合金陽極 型式 XVII	個	1	150,000		V0001//1 局独自
電線 EM-CE/14sq-1C	m	1	251		V0001//2 局独自
電線管 FEP30	m	1	218		V0001//7 局独自
埋設標識シート 150幅 タフル	m	1	119		V0001//8 局独自
流電陽極設置工	本	1	30,030		V0001//17 局独自
配線配管工	m	1	1,360		V0001//18 局独自
埋設標識シート敷設工	m	1	98		V0001//19 局独自
穴掘削 φ300 H=3.5m	箇所	1	15,500		V0001//20 局独自
完工測定 報告書作成含む	箇所	1	367,400		V0001//27 局独自
電線 EM-CE/F8sq-1C	m	1	165		V0001//28 局独自



工事名 : 非常用貯水装置防食設備修繕工事
工事場所 : 横須賀市津久井4丁目4番1号